

# Administration for Psychiatry

## 措置入院者の退院後支援に関するガイドライン

藤井 千代 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター  
精神保健研究所地域・司法精神医療研究部部长

### はじめに

措置入院者の退院支援については、2011年に厚生労働省の検討会で医療保護入院者の退院支援のあり方が検討された際に議論されているが、2013年に成立した改正精神保健福祉法においては、医療保護入院者への対応のみが明記されることとなった。その後、措置入院者の退院後支援については議論がなされないうままになっていたが、2016年7月に元措置入院者により引き起こされたいわゆる相模原事件をきっかけとして、措置入院の退院支援のあり方が再び議論の俎上に乗ることとなった。もっともこの事件は、精神科医療に問題があって生じたものとはいえず、精神科医療の目的は犯罪防止ではないことには留意が必要である。措置入院者が退院後に医療などの継続的な支援を確実に受けられる仕組みなどが盛り込まれた改正法案は参議院を通過した。その後の衆議院解散により廃案となったものの、診療報酬上は2018年の改定において、措置入院者が退院後に必要な包括的支援を受けられるようにするための対応がなされている。

### 措置入院者の特徴

措置入院者に関する先行研究では、措置解除後の支援体制が十分でないことや、転帰不明や死亡例が多いことが指摘されている<sup>1)</sup>。また、措置入院者と医療保護入院者の臨床的特徴を比較した調査においては、措置入院者には住所不定、居住地不明、アルコールや薬物の依存・乱用の併存が多いこと、家族支援や金銭管理などの心理社会的支援の必要性が高い者の割合が多いことが示唆された<sup>2)</sup>。そのほか、措置入院となった統合失調症者においては、医療保護入院患者と比べて罹病期間が長く、経済的な自立度が低い傾向にあり、措置入院前に診察拒否や服薬拒否が多く、患者の問題行動に対する家族の対処能力が低いなどの特徴が指摘されている<sup>3)</sup>。これらの特徴が措置入院者すべてに当てはまるわけではないが、治療にあたっては、措置入院者に対してはこれらの特徴を念頭に置いた一定の臨床的な配慮が必要であると考えられる。特に、心理社会的支援の必要性が高いケースについては、退院後の地域における支援体制の構築が重要である。その

場合、医療機関と障害福祉サービス事業者、保健所などの行政機関、インフォーマルサービスを含むそのほかの社会資源との連携を強化していくことも必要となるであろう。

### 退院後支援ガイドライン

2018年3月27日に厚生労働省から社会・援護局障害保健福祉部長通知として発出された「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドラインについて」（障発0327第16号、以下「ガイドライン」）は、自治体を中心となった退院後支援のあり方を整理したものであり、臨床的に退院後支援が必要と判断された患者に対する標準的な支援の手順を示している。支援対象者は措置入院に限定してはいないが（表1）、前述のような措置入院者の特徴を考慮すると、中心的な支援対象者は措置入院者となるものと考えられる。ガイドラインにおける退院後支援の主体は自治体である。自治体を中心となって退院後支援を行うことで、地域から孤立しがちな人や、一般的な精神科医療福祉で支えきれない